



請 書 (案)

契 約 件 名 北海道運輸局北見運輸支局及び北海道検査部北見事務所構内
除雪作業請負契約【単価契約】

契 約 単 価	機 械 名 (規 格)	単 位	単 価 (税 抜 き)	予 定 数 量
予 定 数 量	除雪用トラクターショベル (2.3㎡)	1 台 / 時 間		28時間

上記単価には、該当車両の運転に必要な経費一切を含むものとします。

契 約 期 間 契 約 締 結 年 月 日 ~ 令 和 9 年 3 月 31 日
履 行 場 所 北海道運輸局北見運輸支局及び北海道検査部北見事務所構内

上記の契約について、仕様書、次の各項及び特約条項を承諾のうえお請けいたします。

- 1 . この契約により生じる権利又は義務を譲渡又は承継しません。
- 2 . 降雪量に応じ、発注者から連絡を受けた時は、随時除雪作業を行います。
- 3 . 請負者は、作業を終了したときは、速やかに発注者に報告し、作業日報を提出して発注者の検査を受けるものとします。
- 4 . 代金は毎月終了後、当該月の作業時間を取りまとめ、契約単価を乗じて得た額に消費税相当額を加算し、翌月速やかに請求するものとします (当該月の作業時間を取りまとめ後、1 時間未満の端数がある場合には 3 0 分以上は 1 時間に切り上げ、3 0 分未満は切り捨てる。)。
- 5 . 代金の支払い時期は、発注者が適法な請求書を受理した日から 3 0 日以内とします。
- 6 . 請求金額の分担率については次のとおりとし、各々に請求書を提出するものとします。なお、請求金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、北海道検査部に切り上げて請求するものとします。
 - ・ 北海道運輸局 78 %
 - ・ 独立行政法人自動車技術総合機構北海道検査部 22 %
- 7 . 発注者の責に帰する事由により前項の約定期間内に代金を支払われないときは、支払到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未支払金額に対し年 3 . 0 % の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとします。
- 8 . 自己の責に帰する事由により契約を履行しないときは、遅延日数に応じ、契約単価に予定数量を乗じて計算した額に対し年 3 . 0 % の延滞金を納付します。
- 9 . 除雪作業は、発注者の業務に支障を来さないようにするとともに、作業中における安全確保を図ります。
- 1 0 除雪作業の実施にあたり、発注者の建物、工作物等を破損した場合は、当方にて責任を持ちます。
- 1 1 契約不履行、不正行為等を行ったときは、契約を解除されても異議はなく、この場合、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額の 1 0 分の 1 に相当する金額を違約金として納付します。

1 2 本請書に定めのない事項又は紛争の生じた事項については、その都度発注者と協議のうえ決定します。

(契 約 年 月 日)

(発注者)

支出負担行為担当官
北海道運輸局長 石塚 智之 殿

独立行政法人自動車技術総合機構
北海道検査部長 浅野 透 殿

(請負者)

住 所
氏名又は名称
代 表 者 氏 名

以下は、押印を省略する場合のみ記載すること
(連絡先は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

本件担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:

連絡先2:

暴力団排除に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき

六 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

七 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

八 受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。